

庄内町告示第60号

令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

庄内町長 富 樫 透

令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多年にわたり地域社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、長寿を祝福し敬老意識を高めるとともに、健康保持及び社会参加を助長するために実施するシニアわくわく応援チケット事業（以下「応援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 応援事業の対象となる者は、令和8年4月1日現在において町内に住所を有し、かつ、昭和31年4月1日以前に生まれた者とする。ただし、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（第8条において「特養」という。）の入所者を除く。

(チケットの額)

第3条 対象者に対し交付する令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット（様式第1号。以下「チケット」という。）1枚当たりの額は、500円とする。

(交付の申請及び決定)

第4条 応援事業によるチケットの交付を受けようとする者は、次条に規定する協力事業者の中から利用を希望する1事業者を選定し、令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業申請書（様式第2号。以下この条において「申請書」という。）を令和8年7月31日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付すると決定したときは令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請書を提出した者に通知し、当該交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）を令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業交付決定者台帳（様式第4号。第9条において「交付決定者台帳」という。）に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による審査の結果、交付しないと決定したときは、令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業申請却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 町長は、交付決定者に対し、チケットを6枚交付する。

5 交付決定者が、チケットを紛失し、又は破損した場合であっても、再交付しない。

6 チケットの有効期限は、令和9年3月31日とする。

(協力事業者)

第5条 町長は、応援事業の推進を図るため、この要綱の趣旨に賛同する事業者（次条及び

第7条においてこれらを「協力事業者」という。)と令和8年5月31日までに協定を結ぶものとする。

(チケットの利用方法)

第6条 交付決定者は、チケットを利用するときは、協力事業者にチケットを提出し、請求額から当該チケットに相当する額を減じた額を当該協力事業者に支払わなければならない。

2 協力事業者は、前項の規定により受け取ったチケットの合計額が、その請求額を上回るときは、当該上回る額に相当する金銭の支払を行わないものとする。

3 協力事業者は、第1項の規定により受け取ったチケットに使用年月日を記載するものとする。

(チケット代金の支払)

第7条 協力事業者は、令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業請求書(様式第1号。以下この条において「事業請求書」という。)により、町長に請求するものとする。

ただし、請求が事業請求書によりがたいときは、任意の請求書にチケットを添えて、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、協力事業者に前項の請求に係る代金を支払うものとする。

(届出義務)

第8条 交付決定者又はその代理人は、次に掲げる事由が生じ、第2条に規定する要件を欠くに至ったときには、令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業変更届(様式第5号)に残余のチケットを添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 死亡し、又は町外へ転出したとき。

(2) 特養への入所により、在宅で生活しなくなったとき。

(支援登録の廃止)

第9条 町長は、前条の規定による届出があったときは、交付決定者台帳にその旨記載するものとする。

(不正利得の返還)

第10条 交付決定者は、チケットを不正に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

2 町長は、偽りその他不正の手段により支援を受けた者がある場合は、その資格を取り消し、既に交付を受けたチケットの利用料金に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条、第7条関係）

令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット

500円

利用できる事業所 (協力事業者)	
---------------------	--

有効期限 令和9年3月31日

使用年月日 年 月 日

庄内町長 印

令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業請求書

庄内町長 宛  
上に記載の助成額を請求します。

年 月 日

協力事業者 所在地  
名称  
代表者氏名

大きさ……縦99ミリメートル、横105ミリメートル

庄内町長 宛

令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業申請書

令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業による交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

交付申請対象者兼	住所	
	ふりがな氏名	
	生年月日	年 月 日
	電話	
協力事業者 (チケットを使用する事業者)		

同意書	
令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業の対象者の要件を審査するため、私の住民基本台帳を閲覧することに、同意します。	
令和 年 月 日	
申請者 住所 氏名	

様

庄内町長



令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業交付決定（申請却下）  
通知書

年 月 日付けで申請のあった令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケ  
ット事業について、下記のとおり交付を決定（申請を却下）したので通知します。

記

交 付 決 定 者	住 所		
	ふりがな 氏 名		生 年 月 日
			年 月 日
協 力 事 業 者 (チケットを使用する事業者)			
チケットの交付枚数			
チケットの使用期間			
却 下 の 場 合 は そ の 理 由			



庄内町長

宛

届出者 住所  
氏名  
電話  
交付決定者との続柄（ ）

令和8年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業変更届

下記の理由により変更がありましたので、令和7年度庄内町シニアわくわく応援チケット事業実施要綱第8条の規定により届け出ます。

記

交付決定者	住所		
	ふりがな 氏名		生年月日
			年 月 日
事由	1 町外へ転出した 2 死亡した 3 特別養護老人ホームへ入所した		
変更年月日	年 月 日		
残余のチケットの枚数	枚		